

第3日(11月27日)

1 杉田源太郎 議員(質問方式 一問一答)

答弁を求める者 市長

大井川の水を将来に渡り守れる保証なくしてリニア中央新幹線工事を進めることはできない

2013年9月以降県のリニア中央新幹線対策本部(副知事を本部長)、大井川利水関係協議会(8市2町首長及び利水団体代表者)が設置された。大井川の水問題の歴史、そして大井川の水に根付いた文化は焼津市だけでなく流域市町の誇りだ。大井川最下流域の焼津市はこの豊富な水資源によって多くの産業が支えられている。大井川の水を守る問題について解決されないままの県内リニア工事を進めることはできない。

(1) 流域市町の合意形成について(6月議会での答弁から)

ア 「流域市町の意見の合意については、大井川利水関係協議会(利水協)において、会員である利水関係者も含め形成されるもの」との答弁だった。

利水協はリニア中央新幹線における大井川水系の水資源の確保及び水質の保全等について流域の関係者が一体となって対応することを目的に設置されたものと聞いている。

利水協の会議は1年間以上開催されていないと聞いている。流域市町の合意形成は図られているのか

イ JR東海と流域市町との会合は「JR東海からの声かけにより流域市町とJRのコミュニケーションの一環として(非公開で)開催されてきた」との答弁だった。意見交換という位置づけとして2回開催されている。流域の市や町が一丸となって対応することが最重要であると思う。大井川の水を守る立場で参加されていると思うが焼津市長としてどのような提案意見をされてきたのか

ウ 「参加市町の意見については、意見交換会の場において聞いている」との答弁だった。リニアの条件として空港新駅を早く作ってもらいたい、「ひかり」をもう一本止める等の意見もあると聞いている。大井川右岸と左岸とでは根本的に状況が違うが流域市町は「水を絶対を守るというこのことについては一致団結している」ということでいいか

(2) 残土と残土置場について(6月議会での答弁から)

「発生土置場について、昨年12月の国の有識者会議で予測内容、計画を基に保全措置、モニタリングを行い・・・JR東海の進め方は適切であると判断できると報告」

「重金属を含んだ要対策土は適切に処理されるべき」「藤島に重金属の残土を置くことは静岡県盛土条例で今できない状況」と答弁があった。

恵那市の六価クロム問題を報告させてもらった。

その後JRが陰しくて沢の調査ができないと言っていた南アルプス大井川源流部、西俣支流「蛇抜沢」を市民団体が調査を行いトリチウムを確認した。しかしJRは生態系に影響はないと言う。またJRは残土置場候補地である「ツバクロの発生土置き場の直下に断層がある可能性」を初めて明らかにした。これが2018年度に明らかになっていた。これまで示してこなかったことに対し、JRの報告に国が、県が、委員が適切と言っているからとの答弁が繰り返されている。JRの調査、その報告内容、報告時期について次々に報告がされている。森副知事はお互いの信頼関係が損ねることを危惧している」と発言している。市長は残土・残土置場現状とJRの姿勢についてどのような認識か

(3) 「補償」と「代償措置」について

岐阜県内のリニア工事現場付近で地盤沈下が進んでいる。JRは5月末から9月、現場

周辺30か所で地表面の計測、最も沈下が進んでいるところで4.9cm。トンネル工事では2月に坑内で湧水が発生、周辺の地下水位は続いている（JR東海が2024年10月29日、環境への影響を評価する岐阜県の有識者委員会で）また岐阜の水枯れの対策として薬液注入を示し、そのモデルケースとしていた鹿児島県北薩トンネルで大量の土砂流入で対策の再検討を表明せざるを得なくなっている。

南アルプスで実施するとしている「高圧・高止水グラウト（無収縮モルタル）」は実績がないことも判明しているがJRは明らかにしてこなかった。

ア 7月23日の知事と流域自治体首長との意見交換会（非公開）で、知事は流域自治体が望んでいる補償をJRがしっかりと文章で確約させる事が流域から評価されたとした上、それを「最終判断の大きな一つの要因となる」と表現している。（7月24日静岡新聞）

市長も評価しているということか

イ 工事による水資源異変問題が発生した場合、対応・補償さらには自然環境の代償措置は流域住民の不安を解消することはできない。「補償」に対して市長はどのように考えているか

ウ 県専門部会では生物多様性を中心議題としている。南アルプスの生態系への影響について「もしも影響が及ぶものであれば最後の手段として代償措置」とし、「リニアで失われる自然環境があれば、それと同等以上の自然環境を創出する」としている。何万年もの蓄積で形成された自然や沢の流れだ。「代償措置」＝「代替補償として自然生態系の損失を食い止め、回復させていく措置」に対して市長はどのように考えているか

(4) 知事の「スピード感を持った対応」の発言（7月23日）について

流域住民の中には不安を感じている方が多い。建設をやめるべき10%、急がなくてもよい53%、合計63%に対し、なるべく早い開業36%（日本世論調査会 8月17日）。市長はこの発言「スピード感を持った対応」をどのように捉えているか

(5) 水質は守れるか

水道が変わってしまう、地下水が低下してしまう等一度そのようなことが起きると水は戻ってこない。JRはトンネルから樫島へのコンクリートの導水路を作り、上流部にポンプアップして全量戻すと示している。量は戻すことができてコンクリートの導水路を通った水で水質は悪化することを懸念している。流域市町は量だけでなく質で生業が成り立っている。工事の許認可は県だが、全量戻しの手法、これは水質を担保できないということについて市長として県に提言してもらいたいだろうか

(6) 市民への報告と説明

焼津市として、市長として現状と考え方について市民団体からの質問、意見交換の場を持ってほしいとの要請があり、市長の同席はなかったが担当部局との場が持たれた。私も同僚議員と参加させてもらった。

藤枝市では8月5日「大井川の水を考える藤枝市民の会」の要請に市長が自ら参加して提出された質問に答え、市としての考え方、市長自身の考え方を示して対応している。

市長選で再選された場合、市民との意見交換等に対応する意思はあるか

2 川島要 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長

1 誰も取り残さない防災・減災対策

(1) 視覚障害のある方への防災情報の伝達手段

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図として、ハザードマップ

は地震・津波・洪水・土砂災害などへの備えとして有効であるが、自助による対策が困難な視覚障害のある方や高齢者の方には、ハザードマップの災害対策情報が音声で伝わる仕組みの提供も自治体の役割の一つと考える。

災害対策基本法の基本理念には、防災計画作成時、災害発生時の想定、被害の最小化および迅速な回復を図る際、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者、いわゆる要配慮者の事情を踏まえ、適切、必要な措置を講ずるとあります。

この課題解決の一つの手段として、危機管理情報等の文字情報を音声情報として提供するスマホアプリがある。NPO法人日本視覚障がい情報普及支援協会が開発をした「ユニボイス」というアプリである。

このアプリは、視覚障害のある方には不可欠な文字情報の読み上げ機能はもちろんのこと、洪水ハザードリスク情報を音声で提供、またGPS機能を活用し現在地から至近距離の避難場所を表示して道案内、さらには土地勘のない移動先で災害にあった場合でも誘導する機能があり迅速に避難することができるなど、非常に有益なものと考えられる。

防災情報の伝達手段として「耳で聞くハザードマップのアプリ」を早期導入し、誰一人取り残さない防災減災対策の構築が必要と考えるが、本市の取り組みについて今後の方針を伺う

(2) 防災訓練の内容充実を

地域の防災力向上を目的に、大規模災害を想定した避難所開設・運営訓練が過日の10月6日、大富小学校体育館にて実施された。

訓練内容としては、避難所運営班の立ち上げ訓練や、段ボール間仕切り、段ボールベッドなどの設営、簡易トイレ組み立て、トイレコーナー設置、ペットコーナー設置などで、とても重要な作業訓練であった。

本市では現在、年間3回の防災訓練が自主防災会を中心として各地域に分かれ、実施されている。

自主防災会では、防災委員が主体となり、訓練の企画運営を担っていただいております。地域によっては内容を工夫した訓練を行っている地域もある。

定期防災訓練については市の指導のもとに実施されているのであり、各自主防災会が実施する訓練計画の内容の事前確認や実施後の総括、また全自主防災会が避難所の開設・運営訓練を順番に実施できるようにしていくべきと考えるが、市の取り組みの現状と今後の方針を伺う

2 地方創生の推進への取り組み

企業との包括連携協定について

本市では、地方創生をさらに推進していくために、地方創生の取り組み実績があるさまざまな企業等と包括連携協定を締結している。本年7月には22団体目との協定が締結された。

本協定での地方創生に関する主な連携事項としては①産業・観光分野におけるメタバース技術の活用に関する事②子育て・教育分野におけるメタバース技術の活用に関する事③デジタル人材育成に関する事④その他、地方創生の推進に関する事。との発表があった。

本市での「メタバース」活用事例としては、ふるさと納税に関わる事業の中でこれまで活用されている。

現在は、社会のさまざまな分野、特に観光分野や、教育分野におけるメタバース活用が注目されている。

このたびの包括連携協定において本市における地方創生の推進への各事業において、メタバース技術をどのように活用していく計画であるのか、取り組みについて伺う

3 石原孝之 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求めるもの 選挙管理委員会事務局長

本気で投票率をあげる取組を!!

(1) 投票率向上のための取組について

今年の2024年は選挙イヤーと呼ばれるほど、世界各国で記録的な数の選挙が行われていました。日本国内でもメディアでも話題だったのが東京都知事選挙や先月の衆議院選挙。静岡県内でも静岡県知事選挙、そして来月の12月15日には焼津の顔を決める焼津市長選挙も行われます。焼津市長選挙の過去の投票率を調べると投票率は平成28年の前々回で43.88%。令和2年の前回は42.40%と減少傾向にあります。お手元に配布してあります資料は直近の各選挙に係る年代別投票率をお配りしました。この資料を見ると選挙の種類にもよりますが、焼津市長選挙42%台と過去最低の数字となり、投票権を持つ市民の半分以上が選挙権を行使していない状況に、市議会議員として大きな反省と強い危機感を感じています。この統計から懸念されるのが、このまま何も手立てを打たなければ、来月の焼津市長選挙はもっと投票率が下がるのではないかという声も市民から不安の声も聞こえています。今年度は市議会としても、初めての試みとなる市内の高校に対して議会報告会を開催して、少しでも議会や政治を身近に感じてもらえるような取組も始まったばかりです。今後改善点などを共有し、議会報告会の質を上げていかねばいけないと感じております。選挙管理委員会では市内の高校や大学への出前授業などを行っている状況ではありますが、まちづくりにおける選挙の役割の周知など、さらなる取り組みの必要性を痛感しています。投票率が上がらないことを嘆いていても仕方ありません。大切なのは、これからどうするか!ということです。選挙は単に政治家を選ぶためのものではなく、市の発展や自分たちの幸せにつながる政策を実行してくれる人を選ぶものであり、民主主義の根幹をなすものであります。行政として、議会として、大人として、しっかり投票環境を整え、特に若い世代へ確実に伝えていくことが命題であると考えます。また不在者投票制度についても市民への周知が必要不可欠です。不在者投票制度とは、選挙当日に投票所に行けない人が不在者投票管理者の管理する施設や滞在地の市区町村で投票できる制度です。仕事や旅行、入院などで投票所に行くことが難しい場合でもこの制度を使えば選挙に参加できます。それでは以下の質問をします。

ア 市として、この投票率の低さに関し、どのような問題意識を持っているか伺います

イ 市は本気で投票率を上げたいと思っていますか?

ウ 現在、投票率向上のために取り組んでいることがあれば伺います

エ 投票率向上の取組の成果を実感できることがあれば伺います

オ 投票率向上の取組を行うことは必須であります。確実に成果が出るよう取り組んでいくことが求められます。5年後、10年後の選挙の投票率の目標値をお伺います。

カ 市内の不在者投票の投票用紙の請求の現状を伺います

(2) 投票しやすい環境の整備について

近年、全国的に投票率の低下傾向が続き、総務省は選挙権年齢の引き下げや共通投票所の創設、期日前投票所の投票時間の弾力化など、公職選挙法を改正し、投票の環境整備を図っています。よく報道等で取り上げられるのが、投票率の低い理由として「有権者の政治への無関心」「投票しても政治はよくなると思うため」「有権者の政治への不満不信の表れ」などが理由となっており、議員として反省の気持ちも大きい所ではありますが、同時に投票率を上げるための方法として、「自宅でのネット投票や郵便投票ができるようにする」、「市内のどの投票所でも投票できるようにする」など、全国的に投票しやすい環境の整備を求めていることが分かります。焼津市におきましても、令和2年度から小川地域交流センターでの期日前投票所の実施など取り組んでいます。最近の投票の傾向を調べると、まだまだ焼津市は、何が何でも投票率を上げる!と

いう細かい工夫や本気さが足りていないと感じています。最近のトレンドは、買い物や通勤、授業の合間といった「スキマ時間」を狙うということ。ショッピングセンターに期日前投票所を設けたり、車内を投票所に仕立てた移動投票所のバスを学校に出張させたりする取り組みが全国的に広がっているそうです。期日前投票のメリットは投票日を選べるだけでなく、より投票しやすくするため、投票率向上のカギを握ると言っても過言ではありません。多くの人が集まる商業施設や駅や病院などに期日前投票所を設置するのが、望ましいと考えます。買い物のついでに。通勤のついでに。学校のついでに。病院受診のついでに。1票を投じることができるため、投票のハードルは下がります。また共通投票所の設置も有益です。共通投票所とは、選挙当日、既存の投票区ごとの投票所とは別に、いずれの投票区の選挙人も投票できる場所のことで、バリアフリー施設に設置することで、歩行困難な高齢者や障がい者の方にも投票する機会に繋がると、総務省も積極的な設置を推奨しています。それでは以下の質問をします。

ア 投票行動に対する分析は行っていますか？

イ 市内投票所のハード面のバリアフリー化とソフト面の介助のサポートできるスタッフの配置などの現状を伺います

ウ 商業施設や駅、病院での期日前投票所を拡充してほしいという市民の声があります。市民に対して選挙についてアンケートなど実施したことはありますか？

エ 期日前投票所を増設するには、情報セキュリティ、ネットワークの確保、場所の確保、予算、人員の確保など、様々な課題があります。本市の課題を伺います

オ 過去に何度か私や同僚議員が一般質問で投票率向上のための要望など訴えています。商業施設や駅、市立病院、バスやトラックなどを使用した移動投票所など拡充を検討しない理由を伺います

(3) 選挙への参画の呼びかけについて

公職選挙法第6条では、選挙管理委員会は「選挙が公明かつ適正に行われるように常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めなければならない」と規定し「常時啓発」が責務とされています。また特に、こどもたちを含めた若い世代への取り組みや参画の呼びかけが重要ですが、10代の投票率が日本一の山形県では、県の全ての審議会に若者枠が設置され、高校生が「1日選挙管理高校生委員長」になる取り組み、1年間かけて自分たちで予算を決める少年議会など、様々な取り組みを行っているそうです。若い人が地域の問題を自分事として体験し、社会とのつながりを感じるための環境を提供することは、大人の役割ではありますが、若者はどんなことに関心があるのか、どのようにしたら投票へ行くのか、知る必要があると感じます。焼津市にとって若者は未来そのものです。そこで以下の質問をします。

ア 現在の選挙への参画を促す取組を伺います

イ その実績から感じている市の見解を伺います

ウ 投票率の結果があまり変わらない。むしろ前より悪くなっているのなら、知恵を出してやり方を変えていくべきだと考えます。先進事例に学びながら、こどもや若者に向けた今後の焼津市の取り組みについて伺います